

第 2 5 次東京都消費生活対策審議会

第 3 回検討部会

平成 3 1 年 3 月 2 7 日（水）
第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 B

(午後 1 時 3 0 分 開会)

○野澤部会長 それでは、時間になりましたので、東京都消費生活対策審議会第 3 回部会を開会いたします。

初めに、事務局から定足数の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の白石です。よろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、当部会は、委員 9 名と専門員 2 名で構成されております。本日は、委員 5 名の御出席をいただいております、4 通の委任状がございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第 8 に定めます、委員の半数以上の出席という定足数に達しております。

また、当部会は、原則公開とし、部会の議事録は都のホームページ等に掲載し、公表させていただきますことを御了承願います。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

第 3 回検討部会の会議次第がございます。続きまして、座席表がございます。続きまして、資料 1 としまして部会委員名簿がございます。続きまして、資料 2、幹事・書記名簿になります。続きまして、資料 3、中間のまとめ(案)になっております。そのほかの参考資料といたしまして、東京都消費生活対策審議会今後の予定、東京都消費生活基本計画の冊子を机上にお配りしております。

不足している資料がございましたら、お知らせください。

○野澤部会長 それでは、審議に入りたいと思います。

前回までの部会での議論を踏まえて、事務局で中間のまとめの原案を作成したとことです。本日は事務局から原案の内容について説明を受けた上で、委員の皆様から御意見をいただく形で審議に入りたいと思います。

では、事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、御説明いたします。

資料 3、中間のまとめ(案)をごらんください。

表紙をおめくりいただきますと目次がございます。今回の中間のまとめ(案)は 3 章で構成をされております。第 1 章、若者の消費者被害及び消費者教育の現状では、消費生活相談から見る若者の消費者被害の現状と意識調査から見る消費者教育等の現状につきまして、消費生活総合センターの集計データや生活文化局で実施したアンケート結果などをもとに記載しております。

このほか、成年年齢の引き下げにかかる消費者庁の対応など、国の動きについても記載をしております。

続きまして、第 2 章、東京都における消費者教育の現状と課題及び今後の取組の方向性では、これまでの部会で検討いただきました、学校教育における消費者教育の推進、注意喚起・情報発信、市町村支援の三つの観点についてそれぞれ現状の取組、現状の取組を踏まえた課題、今後の取組の方向性について取りまとめ記載をしております。

また、三つ目の観点のほかに、今後、消費者教育を効果的に推進していくために必要となる事項を、4に記載をしております。

最後の第3章になりますが、消費者教育以外での取り組むべき対策については、若年者の消費者被害を防止するため、消費者教育とあわせて取り組むべき対策について、総会、部会における御意見を踏まえ記載しております。

それでは、本文を御説明したいと思います。4ページをごらんください。

第1章、若者の消費者被害及び消費者教育の現状になります。消費生活相談から見る若者の消費者被害の現状では、都内消費生活センターに寄せられた若者からの相談件数の推移を年代別に掲載をしております。いずれの年度におきましても、20歳未満の相談は20歳～24歳及び25歳～29歳の半分以下となっております。その要因として、事業者と未成年者との契約において、民法の未成年者取消権が抑止力として機能していることを挙げております。

続きまして、5ページをごらんください。(3)契約購入金額別及び支払方法別割合では、契約購入金額の割合を年代別に比較しております。20歳未満では10万円未満が全体の約6割を占める一方で、20歳～24歳及び25歳～29歳は、20歳未満に比べて契約購入金額が高くなっております。これは20歳になるとクレジットやローン契約を結ぶことが理由として考えられるとしております。

続きまして、7ページをごらんください。若者の相談に多い販売方法・商法の相談件数推移について記載をしております。相談全体のうち、若者相談の占める割合は、未成年者契約のほか、クレ・サラ強要商法、アポイントメントセールス、マルチ・マルチまがい商法、サイドビジネス商法が高くなっております。

次の8ページには、東京都消費生活総合センターに寄せられた具体的な相談事例を記載してございます。

続きまして、10ページをごらんください。意識調査から見る消費者教育等の現状でございます。(1)消費者教育を受けた経験の有無につきましては、83%が「ない」と回答しております。

(2)消費者教育を受けた機会につきましては、20代と30代では「小中学校、高等学校の授業」や「大学・専門学校等の講義」でを受けた経験が多く、50代以上では自治体や職場、地域で実施する講座などで受けた人の割合が高くなっております。

続きまして11ページ、消費者教育を行う場として重要だと思うものについては、全年代で「小中学校、高等学校」と「家庭」の割合が高くなっております。

続きまして12ページに移らせていただきます。消費生活問題に関する関心では、「関心なし」の層が12.5%となっており、年代別では20代が25%と最も高く、若い年代ほど関心のない割合が高くなっております。

13ページ、消費生活センター・消費生活相談窓口の認知度でございますが、こちらも若い層ほど「知らない」人が多くなっているという結果となっております。

また、（６）消費生活情報の入手につきましても同様の傾向が見られております。

続きまして16ページをごらんください。第2章、東京都における消費者教育の現状と課題及び今後の取組の方向性になります。今後、若年者の消費者被害防止のために都が進めるべき消費者教育について、学校教育における消費者教育の推進、注意喚起・情報発信、区市町村支援の三つの観点からそれぞれの現状と課題を整理し、今後の取組の方向性について取りまとめております。

1の学校教育における消費者教育の推進につきましては、さらに三つの事項に分けて取りまとめております。

まず（１）消費者教育教材等の一層の活用になりますが、現状の取組として、消費生活部門では、消費者のライフステージに応じて金融経済教育等の関連分野も含めた体系的な消費者教育を推進しております。主に若者を対象とした取組として、消費者教育教材の作成や講座・講習会の実施について記載をしております。

続きまして、学校教育部門での取組になります。第3次東京都教育ビジョンにおいて「社会的・職業的自立をはかる教育の推進」を掲げ、消費者教育を推進していると記載しておりますが、現在、第4次の改定が予定されておりますので、記載内容につきましては、今後修正を行ってまいります。

学校教育部門の現状の取組としましては、学習指導要領に基づき関連教科の単元・題材において、消費者教育に関する指導を展開していくことなどを記載しております。

こうした現状の取組を踏まえた課題といたしまして、18ページに記載してございますが、まず、学校現場における消費者教育教材の活用状況の把握を挙げております。消費生活部門では、学校教育部門と連携をはかりながら消費者教育教材の作成を進めておりますが、個々の学校の現場におきましては、消費者教育教材の活用状況や活用後の反応等について把握が難しい状況でございます。

また、消費者教育教材の効果的な活用では、都で作成した教材や消費者庁が作成した「社会への扉」などの教材を効果的に活用していくことが必要であるとしております。

19ページになりますが、家庭において保護者が行う消費者教育も重要であることから、保護者に理解を促していくことが求められているとしております。

続きまして、学校教育部門では、基本計画等で消費者教育について明確に位置づけていくことが求められていると記載をしております。

今後の取組の方向性になります。まず、教材の活用状況・満足度の把握等を通じた教材作成につきましては、消費生活部門と教育部門が連携をはかり、学校現場のニーズを把握するための定期的な意見交換を行いながら教材を作成していく必要があるとしております。また、若者の消費者トラブルの傾向等を反映した教材の作成や、ICTの整備状況など、教材の使用環境が学校によって異なることも考慮するよう記載をしております。

消費者教育教材の活用推進では、学校教育部門において、消費生活部門が作成した教材と、国の教材との効果的な使い方に関する検討や都立学校において、モデル校を指定する

などして、消費者教育教材を活用した実践的な指導方法を検討していく必要があるとしております。

家庭における消費者教育の理解や実践を促進するため、学校教育部門が会議の場で消費者教育教材や出前講座の周知をはかり、学校からの要望を受けた消費生活部門が保護者会やPTAの会合で出前講座を実施することも有効であるとしております。

また、都の教育に関する基本計画等に消費者教育を明確に位置づけることを期待すると記載をしております。

続きまして、教員への研修等支援でございます。現状の取組としまして、消費生活部門及び学校教育部門における消費者教育に関する教員の研修等の取組を記載しております。消費生活部門におきましては、都内国公立学校の教員を対象に、夏休み期間中に消費者教育に必要な知識を提供することを目的とした教員講座の実施や教員への資料提供について記載をしております。

学校教育部門の取組としましては、東京都教職員研修センターにおける研修や、若手職員育成研修1年次研修の課題別研修に消費生活部門が実施している職員講座が設定されていること、また、専門性向上研修等について記載をしております。

現状の取組を踏まえた課題でございますが、研修の拡充を挙げております。学校教育部門において初任者研修に加え、他の法定研修でも消費者教育指導力向上研修を実施するなど、研修範囲の拡充を検討する必要があるとしております。

また、消費者教育に関する教員の意識改革として、教員だけではなく、学校長など教育管理職にも消費者教育の重要性について理解を促す必要性や消費者教育を学校の教育活動全体で行っていくことが重要であるとしております。

続きまして、実践的な研修の実施でございます。教員の消費者教育指導力を向上するために、実践的な研修内容としていく必要があると記載をしております。

今後の取組の方向性になりますが、まず、中堅教員向けや家庭科、社会科教員向けの研修の拡充について挙げております。学校教育部門が行う研修については、消費者教育に関連した研修の法定研修への位置づけを含め検討を進めることが望ましいということを記載をしております。

続きまして、消費者教育の重要性に対する教員の理解促進になります。教員だけではなく、学校長など、教育管理職に対する研修等を通じた消費者教育の重要性の理解促進や全ての教科が消費者教育に通じるという認識を教員が持つようしていくことが望ましいと記載をしております。

続きまして、研修内容の充実でございます。教職員研修センター等実施機関のニーズに合わせた外部講師の情報提供や講師派遣の調整を消費生活総合センターが実施するなど、研修の機会の拡充をはかっていく必要があるとしております。また、実際の授業展開を学べるモデル事業を取り入れた研修を行うなど、教員が把握しやすく、すぐに生徒に教えられる実践的な内容であることも有効であるとしております。

続きまして、学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置に移らせていただきます。22ページになります。現状の取組ですが、現在、東京都では消費者教育コーディネーターを設置しておりませんが、消費生活総合センターにおいて教材の作成、提供や教員講座、出前講座の実施などを通じ、学校での消費者教育の取組を支援しております。また、学校教育部門においても担当の職員が研修の機会を活用して教員に消費者教育教材の周知をはかるなど、学校と消費者教育をつなぐ取組を行っております。

こうした現状を踏まえた課題としましては、消費者教育コーディネーターの設置を挙げております。なお、設置に当たっては、その役割を十分果たせるよう、また、人事異動等で機能が後退することがないように、組織的に推進体制を整備する必要があるとしております。

今後の取組の方向性になりますが、消費者教育コーディネーターの設置については、教員経験者など学校現場に精通している人材の消費生活部門への配置や、学校部門、消費生活部門双方への配置などを例示として挙げております。

続きまして、2の注意喚起・情報発信に移らせていただきます。まず、現状の取組になります。ホームページ「東京くらしWEB」やSNS、東京動画等インターネットによる情報発信を基本としつつ、印刷物やイベントなども活用し、多様な情報発信を行っております。ホームページとSNSを連動させた情報発信や、「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」、より多くの若者に周知するためのインターネット広告や大学や専門学校と連携した学生向けのメルマガ配信などの内容を記載してございます。

こうした現状の取組を踏まえた課題になります。まず、消費生活情報に関心のない若者への対応を挙げさせていただいております。消費生活問題に関心のない層や相談窓口を知らない層には若者が多く、消費生活情報が届きにくい状況になっていることを記載しております。

また、情報発信先の開拓としましては、大学や専門学校のほかに都内高等学校等への情報発信も必要であるとしております。また、効果的な情報発信に向けた若者ニーズの把握について挙げております。

今後の取組の方向性になります。情報伝達の工夫及び情報内容の充実を挙げております。若者の情報ツールとして身近なSNSの一層の活用や動画による電車の車内広告、イベントなどを通じた普及啓発を行うなど、自らが情報を取りにいかなくても受け取れるようなしかけが必要であるとしております。

都内高等学校等と連携した情報発信につきましては、より多くの大学・専門学校と連携をはかるとともに、都内高等学校等への情報発信や教員や保護者にも情報を届ける取組について要望するとしております。

次に、若者へのヒアリングや調査結果等を反映した施策の推進についても記載をしております。

続きまして、3の区市町村支援に移らせていただきます。まず、冒頭に東京都の役割を

記載しております。

続きまして、現状の取組と現状を踏まえた課題について記載をしております。こちらの区市町村支援につきましては、区市町村の消費者教育事業への支援と区市町村における消費者教育の推進体制の整備に分けて記載をしております。

まず、区市町村の消費者教育事業への支援でございます。消費生活部門から区市町村消費生活部門への取組としましては、消費者教育教材や出前講座の実施のほか、多摩地域の市町村との共催講座、消費生活行政担当職員や消費生活相談員を対象とした研修の実施、それから、地域における消費者教育を担う人材の育成を支援するための消費者問題マスター講座に区市町村からの推薦者を優先的に受け入れることなどを記載しております。

また、学校教育部門から区市町村教育部門への取組としましては、区市町村教育委員会向けの説明会において、消費者教育教材や出前講座、教員講座の活用についての周知や、東京都教職員研修センターで実施する研修の実施について記載をしております。

現状を踏まえた課題としましては、若者に対する消費者教育の具体的な取組状況や都の支援内容に対するニーズの把握が必要であるとしております。

続きまして、区市町村における消費者教育の推進体制の整備の現状に移らせていただきます。消費生活部門から区市町村消費生活部門への取組として、区市町村消費生活行政担当課長会等の場で、消費者教育推進協議会の設置や消費者教育推進計画の策定に関する働きかけ、区市町村と連携した消費者教育のモデル事業の取組などについて記載をしております。

現状を踏まえた課題としましては、区市町村において、消費者教育推進地域協議会の設置が5自治体、消費者教育推進計画の策定が1自治体にとどまっていることから、都が保有する情報を積極的に提供していく必要があるとしております。

今後の取組の方向性になります。まず、区市町村の消費者教育事業への支援につきましては、都が持つノウハウや情報を区市町村に対して積極的に提供していく必要があるとしております。また、消費生活行政担当職員などを対象にした研修を実施するほか、消費者問題マスター講座の推薦対象者を教育行政担当職員にも広げるなど、消費者問題について学ぶ機会を提供し、区市町村における消費者教育の重要性に関する理解を促進していく必要があるとしております。

学校教育部門では、区市町村立学校における消費者教育推進のため開発したカリキュラムを提供するなど、消費者教育の展開を支援していくことを期待するとしております。

続きまして、区市町村における消費者教育の推進体制の整備につきましては、協議会の設置や計画の策定に向けた都の支援、都の学校教育部門による区市町村の学校教育部門へ消費者教育の推進についての働きかけをすることなどを記載しております。

続きまして、4 消費者教育を効果的に推進していくために、こちらでは消費生活部門と学校教育部門が、継続的に連携して消費者教育を推進していくための新たな会議体の設置を提案しております。また、消費者教育に関する取組の実施状況について、若者の理解度

を含めた検証を行い、さらに効果的な消費者教育を推進されたいとしております。

金融・経済教育を含む消費者教育を通じて、金融リテラシーの向上をはかる必要性について言及をしております。

また、消費者被害に遭わないための啓発にとどまることなく、加害者とならないという視点に加えて、消費者が主体的に持続可能な社会の形成に貢献する消費行動、いわゆるエシカル消費の普及などを含めた本質的な消費者教育・啓発の推進についても記載をしております。

最後に、消費者教育の推進は、都立学校のみでなく都内私立学校等においても推進していくよう、今後、関係各所に協力体制を整備していくことを期待するとしております。

最後の第3章に移らせていただきます。こちらにつきましては、消費者教育以外で取り組むべき対策について記載をしております。

若者の消費者被害の未然防止をはかるために、消費者教育を推進していくこととあわせて、消費者被害に遭ってしまった場合の対策について記載をしております。消費者被害に関する相談窓口に関する一層の周知と、消費生活センターにおける若者に対する相談対応の充実について記載をしております。また、若者を狙う悪質事業者に対して、現行の法令等を運用し、取り締まりを強化するなど、若者を悪質事業者から守る方策を積極的に講じていくこととしております。

私からの説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。進め方ですけれども、事務局から説明がありました中間のまとめ原案は、3章ありますけれども、章ごとに議論の時間を区切らせていただいて、審議を進めていきたいと思います。また最後に全体を通した議論の時間をとらせていただきたいと思います。

まず、第1章の若者の消費者被害及び消費者教育の現状ですが、こちらは今回の諮問事項である若者の消費者教育を推進していく上での前提となる若者の消費生活における背景の部分となります。第1章について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

どうぞ、柿野委員。

○柿野委員 10ページ、消費者教育を受けた経験の有無についてのデータが載っている部分です。このような調査では質問の仕方が難しいなど、私も色々なデータを見ていて、いつも思うんですけど、この質問では、どういう形で聞いてこのような結果になったのか、確認させてください。

○消費者情報総括担当課長 少々お待ちください。

まずは、消費者教育とはということで、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育で、これに準ずる啓発活動と説明しております。続いて消費者教育の目的ということで三つ、消費者事故に遭わない消費者の育成、安心して豊かな生活を送るため自ら気づき、考え、行動する消費者の育成、持続可能な社会について自覚し行動する消費

者の育成を挙げております。その次に、消費者教育の具体的な事例ということで三つ挙げていて、消費者トラブルとその対処法として悪質商法に対する対処法ですとか、消費生活に関する知識として、クレジットカードの仕組みとか契約の基礎知識などを例示し、あとは、持続可能な社会への貢献として、グリーンコンシューマーですとかフェアトレード、地産地消などというワードを挙げています。以上の説明を読んだ上でお答えくださいということで、これまでに消費者教育を受けたことがありますかという質問になっております。

○野澤部会長 よろしいですか。

○柿野委員 これは、ただの感想ですが、そのような具体的な例示をしていただいていたにもかかわらず、やはり40代とか50代とか、本当に少ないということがこのデータを見て分かります。改めて、消費者教育が行き渡っていない、特にこの後のページで保護者への消費者教育が大事だという指摘もありますけれども、保護者世代がこのように消費者教育を受けていないという事実が、政策を進めていく上で、非常に重要だと感じる調査結果だと思いました。ありがとうございました。

○野澤部会長 そのほか、いかがでしょうか。

ここは現状のまとめということですから、よろしいですかね。

福山専門員、どうぞ。

○福山専門員 技術的な話で恐縮ですが、グラフの見せ方としてなんですけれども、4ページ目の図表1-1について、私、国民生活センターの全国統計で見た記憶があるのですが、20歳未満と20代というふうに分けるのとは別に、18歳、19歳、20歳というふうに18歳からたしか22歳ぐらいのゾーンで年齢ごとの件数を表示すると、20歳のグラフがぼこんと飛び上がるという姿を見た記憶があるんですね。ここで言っている流れとしましては、未成年者取消権が抑止力として機能しているということなのであれば、これでも十分だとは思いますが、そもそも契約する機会が未成年というのは少ないわけであり、社会生活の主体となるのは、20代以降ということになれば、この統計、ある意味では当たり前といえば当たりの結果でもあるので、より詳しく示していくほうが、文脈上の目的を果たせるのではないかと感じました。こういう統計が、都においてとれるかどうかは存じ上げませんが、全国統計で見たことがあるので、参考までに申し上げた次第でございます。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

これについては何か特に、では平澤委員。

○平澤委員 9ページの(5)若者の消費者被害における特徴というところは、この成年年齢とか、今回の諮問に関する部分でとても大事なのかなと思います。そして、ここだけは統計とかではなくて、こういうことが挙げられるということで書かれていて、これでもいいんですけれども、もう少し何か具体的に書いてもいいのかなとも思いました。あるいは、前の例えば相談事例等から見て、こういうことが挙げられるということなのかなと思いますが、いずれにしても、ここの部分がここの問題意識としては重要なんだろうなというふ

うに思いました。

ちょっと単なる感想です。

○野澤部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、続きまして、第2章の東京都における消費者教育の現状と課題及び今後の取組の方向性について議論したいと思います。

この章では部会で検討いただきました三つの観点、学校教育における消費者教育の推進、それから注意喚起・情報発信、区市町村支援をそれぞれの現状の取組と課題、今後の取組の方向性という流れで記載してあります。

一つ目の観点である学校教育における消費者教育の推進については、さらに三つの項目に分けての記載となっています。また、章の最後になりますが、三つの観定のほかに、今後、消費者教育を推進していく上で重要なものについて部会に加えて総会の意見も踏まえたものとなりますが、4のところでは触れています。

そこで、項目ごとに伺っていきたいと思います。まずは、1の学校教育における消費者教育の推進のところですが、こちらはさらに三つに分かれておりますので、一つずつ見ていききたいと思います。

まず、最初の項目である（1）消費者教育教材等の一層の活用についてですけれども、これについていかがでしょうか。16ページ以降ですが。

柿野委員。

○柿野委員

17ページの下の方にある（イ）の学校教育部門（教育庁）の取組というところで、私のほうからも教育ビジョンの中にぜひ位置づけてほしいというお話をさせていただいたのですが、ここには、第4次改定が予定されているとありますけど、近々改定され、さらにその中で、そういった方向で検討いただいている、という理解で良いでしょうか、という質問です。

○教育庁総務部教育政策課長（代理） 教育庁教育政策課、渡邊と申します。

記載のとおり、第4次の改定が現在進められておまして、年度内、もう間もなくなのですけれども、第4次の教育ビジョンが策定される予定になっております。

○柿野委員 内容については、まだ公表されていないということですね。

○教育庁総務部教育政策課長（代理） そうですね。まだ公表されているものではございませんので、申し訳ございません。もう間もなくというところで。

○柿野委員 もう間もなく公表されると、はい、わかりました。ではそこでまた見させていただく、ということになるわけですね。

○教育庁総務部教育政策課長（代理） 議題としては、明日の教育委員会の中で議案としてかけられますので、教育委員会での議決を経て公表という形になります。

○柿野委員 わかりました。

もう一点、ちょっとお尋ねしたいのですが、19ページの家庭における消費者教育の必要性ということで、先ほども四、五十代、三十代も含めてですけど、消費者教育を受けた経験がないという結果もありまして、家庭での消費者教育が重要だということだったと思います。その時に、保護者への理解を促していくための情報発信の方法がとても重要だと思うのです。文部科学省では、新学習指導要領の周知のため、保護者向けのリーフレットを作成していて、先日、小学校と中学校の保護者向けで、A4サイズのリーフレットを見たんですが、これは、東京都内の学校でも配られるという理解でよかったですか。自治体によって配布状況が違っているようで、ちなみに、都内の小学校に通う小学生の娘はまだもらっていません。

このリーフレットの中には、実は消費者教育が非常に大きな位置づけで入っています。プログラミング教育だとか外国語教育だとか、新しく学習指導要領が変わってきます、という説明に、消費者教育は、自立した消費者を育むため契約の重要性や消費者の権利や責任などについて学習します、といった具体的な文言で大きく説明されています。つまり、文部科学省としても、これから積極的に消費者教育を進めていきます、という趣旨でリーフレットを配っている訳ですね。このリーフレットが効果的に家庭に配られていくことで、消費者教育が保護者にも伝わるいい機会になるのではないのでしょうか。このリーフレットの東京都での扱いが、もしわかったら教えていただきたいと思ったのですが。

○野澤部会長 いかがでしょうか。

○教育庁指導部高等学校教育指導課高校教育改革担当課長 高校教育改革担当課長の小林です。後ほど確認してお知らせいたします。

○柿野委員 ぜひチラシが各家庭に届き、消費者教育についての理解が深まるような工夫をしていただけたらありがたいと思います。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

では、平澤委員。

○平澤委員 ちょっとどの部分で話せばいいのかがよくわからないので、ここが関係あるかなと思って話すんですけど、今の世の中というか、現状って、例えばスマホとか決済手段がいろいろ出てきたり、新しいことがすごいペースで出てきていると思うんですね。それに一番最初に、最初ということもないけれども、接触するのは子供たちというか、高校生とか大学生だったりして、大人の我々はスマホなんかはない時代に子供時代を送っていたりして、現状と我々のときの感覚というのが大分違うのではないのかなという気がします。

日々いろんな問題が出ていて、特にお金の払い方なんていうのは、今まさにキャッシュレスとかに移行しようとしていたりしていますけれども、そういう現状の中で教える側よりも教わる子のほうがいろんなこと、実際にどういうことをやるのかを知っています。我々、大人のほうは、例えばコンビニで払うというのをどういう仕組みで払っているかって余りよくわからないし、お金で払えばいいやと思って払ったりしていますけれども、実際の仕

組みがよくわからなかったりすると思うんですね。それは、学校の先生だって同じことだと思うんですね。あと10年も20年もすればまた違うでしょうけれど。

そういう中で、そういう情報提供というか、子供たちと同じレベルぐらいの知識というのをなかなか持ちにくいんですけれども、そういうことを常にバックアップしてあげるような、取組が必要なのかなというのを感じたりします。

いろいろ事件とか、そういう被害とかを見ているときに、たくさんの決済手段があって、スマホとかパソコンからインターネットからいろんな変な取引に引き込まれて被害を受けるわけなんですけれども、そういうクレジットカードだけではない、クレジットだけではない、いろんな被害の問題が出て、それは今後もどんどん広がっていくんだと思うんですね、便利だし。そういうものについてどう考えるのかということや学校の先生がなかなか自信を持って教えられないような気がしていて、そういうことについてのバックアップとか教材づくりとかが必要なのかなというふうに思ったりしました。

東京都で副教材をつくることに私もかかわったりしましたが、そういうところも、そう頻繁に改定はできないんだと思うんですね。そうすると、すぐ、時代遅れになってしまうのではないかと、ここの特にはそういうのが激しいのではないかと、そういうところのバックアップを、今はこれ、教材の活用というところでの話をしていますけれども、例えば研修ですかね、研修会の支援をすることも関連するのではないかと、そういう時代の急速な流れに対応する仕組みとか、システムが必要なのではないかなというふうに思います。

○野澤部会長 ありがとうございます。

なかなか御意見は尽きないわけなんですけれども、最後にまとめてまた意見交換の時間をとっておりますので、その際に全体を通して御発言いただければと思います。

そこで、今も少し言っておられました教員への研修と支援ですね。20ページからになりますが、これについてはいかがでしょうか。

私のほうから1件あるのですが、22ページの(3)のすぐ上のところですが、実際の授業展開を学べるモデル授業を取り入れた研修を行って、これ、すごく大事なことだと思うのですが、一方で、先程の教材のところ「社会への扉」というのが何度か言及されて、これ、大変いい教材であるということや言及されて、ただ、これについてもどうやって使っていくのかというのが各学校に任されていたり、なかなか、今後検討していくという話なんです、使い方の検討ですね。そういう意味では、こういう研修のときに実際に「社会への扉」を使いながら例えばモデル授業をしていくみたいな、何かそういうことをやっていくとかなり具体的なことができるのではないかなというふうには一つ思うのですが、これは単なる意見です。

ほかの方、いかがでしょうか。

実際、教育におられる八百板委員や松谷委員あたりはいかがですか、教員研修に関しては何か御意見等ございますか。

○八百板委員 失礼いたします。21ページのところで、きちんと書き込んでいただいているなと思いました。中堅教員、10年経過した教員向けの研修であったり、あと、家庭科はかなり充実していると思うんですけれども、地歴・公民科の教員向けの研修の拡充であったりということがまずしっかりと書かれているところがよいと思います。

それから、あと、今、部会長の先生のほうからも御指摘があったんですけれども、「社会への扉」のことについては、校長もさらに認識を深めて、そして、学校で特定の教科等によらず、全体として取り組むというときに一つ、消費者庁で作られていて、有効なものであるという認識を深めるような機会があるといいと考えました。

○松谷委員 私学のほうですが、東京の私学は隔週で大体、アルカディアのところ、市谷で各支部、12支部が全部集まって、理事会を開いています。そこでこういった資料とか物を配付する一番のいいのではないかと思います。各支部の代表が来て、そして、各支部の会がその次の日に予定されていて、全学校にその資料が配布されるというところで、そういった意味で、それを利用して研修等、各学校で利用してもらえるように進めていくのが一番、私学ではいいのではないかというふうに考えています。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

教員研修につきましては、これまでも活発な議論を行いまして、その内容が中間まとめ(案)に反映されていると思いますので、この辺でよろしいでしょうか。

それでは、22ページの(3)になりますが、学校教育と消費生活行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの設置についてはいかがでしょうか。

柿野委員、どうぞ。

○柿野委員 これは全般的なことで、初めに言えばよかったのですが、これまでの議論をよく整理して内容に盛り込んでいただいております、本当にいい内容になっていると思って拝見しております。

その中でも、やはりこのコーディネーターの設置ということについて、新しく取り組んでいく必要がある点についても書いていただいているところなんですけれども、今後の取組の方向性というところで、例えば教員経験者など学校現場に精通している人材を消費生活部門に配置するような、私もこの点の有効性については指摘させていただいたんですけれども、消費者行政側がそういった人材を取り込むというような話や、学校教育部門、消費生活部門双方への配置、一方向ではなく、双方向にこの取組を広げていこうというような例示も入っていて、この点は非常にいいと思って拝見しました。コーディネーターの議論は、どうしても人に頼ってしまいがちなところがあって、その人の持っているネットワークや関係性を生かしていくことは重要なのですが、それだけではなく、体制的にこれを進めていくというような考え方が整理されているとも思いましたので、今後もこういった形で進んでいければいいなと思いました。以上です。

○野澤部会長 ありがとうございます。最後の今後の取組の方向性というところは、これは東京都でも消費者教育コーディネーターを設置していくという方向で考えてよろしいわ

けですよね。これは、そういう意味では従来なかった、東京都としてはまだ設置していなかったわけですから、一步大きく踏み込んだ内容になっていると思っています。

それについてちょっと表現の問題ですが、「設置については要件等を十分に検討する必要があります。」と、この「要件」というのは、もうちょっと、これ、どういう趣旨で書かれているのでしょうか。

○企画調整課長 この要件につきましては、部会の資料に記載してありましたコーディネーターの資質ですとか役割ですとか、どこに設置すべきかといったことについて検討していく必要があるとしています。

○野澤部会長 何か表現としてもうちょっと、そういう意味で具体的に書かれたほうが、要件と言われるともう一つよくわからないなという感じがあります。

○企画調整課長 はい、わかりました。そのあたりはわかりやすく記載をいたします。

○野澤部会長 よろしくお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

平澤委員。

○平澤委員 私も特に何か意見ということでもなく、感想ですけど、やはりここに書いていただいてとても意義があると思います。

先ほどの話でもそうですけど、やっぱり学校の先生と消費者行政をつなぐということが、消費者教育という実際の生活に密着する話ではとても重要だと思うんですよね。学校の先生のほうもそういうところと一緒に考えながら授業をやるということで、とても重要だと思います。

あとは、割と新しい取組になるのかなとも思うので、学校のほうでぜひ実現できるような体制、具体的な体制づくりが大事なんだろうなというふうに思います。ここは非常に重要だと思うので、ぜひ進めていただければなというふうに思いました。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

特にないようでしたら、次の2の注意喚起・情報発信に移らせていただきたいと思います。23ページ2のところですね。いかがでしょうか。

私のほうから一点あるのですが、24ページの下から3行目に大学・専門学校というところが出てくるんですが、これ、全体を通して、今回、都が進めるべき消費者教育ということで、どうしても中等学校、高等学校が中心になってくるのですけれども、やはり大学教育が多分、今度、18歳、19歳というところが成年になりますので、まさに大学教育1年目、2年目というところがターゲットになってくる場所もあって、大学教育に対する言及というのは、こここのところしかないんですね、全体を通して。やむを得ないところもあるのかもしれませんが、もしその辺何か事務局のほうで、特に今回、中学、高等学校、あるいは初等教育に力を入れているんだということであれば、それはそれで構わないと思うのですけれども、何かその辺どうするか、大学教育についてもどこかでもう少し触れる

のか、それとも、今回はそれはそれとして触れないで、あえて触れないでおくのかといったその辺はいかがでしょうか。

○企画調整課長 大学に関しては、都でどこまでできるかという議論もありました。国の情報も確認しながら、都として何ができるか、検討する必要があると思っております。

高校生に限らず、大学1年生というのも当然、消費者被害に遭う可能性が高いというところもありますので、中間まとめ（案）の中にも盛り込んでいく必要があると思っておりますので、第2章の4「消費者教育を効果的に推進していくために」のところに大学に対する消費者教育の普及について記載を検討していきたいと思っております。

○野澤部会長 そうですね。私もこの中でいくと、28ページの一番最後あたりかなという感じはしています。何か一言、言及していただくとありがたいと思っております。どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、最後にまとめて意見交換もできる時間もございますので、また戻っても構いませんので、では先へ進ませていただきたいと思います。

25ページの3になりますけれども、区市町村支援ですね。これについてはいかがでしょうか。

柿野委員、お願いします。

○柿野委員 こちらの内容について、消費者教育事業への支援と、推進体制の整備の二つに分けて書いてあり、非常にわかりやすい内容になっていると思っております。中でも、推進体制の整備というところで、消費者教育推進計画の策定が1自治体にとどまっているという内容があるのですが、東京都の教育ビジョンがあって、区市町村にも名前はそれぞれ違ってもいいかもしれませんが、教育基本法に基づく教育振興基本計画がそれぞれにあるので、そういった中で、消費者教育推進計画が全区市町村にあるというのは難しいのかもしれないのですが、教育振興基本計画の中でも消費者教育をしっかり位置づけていくことが、この区市町村での消費生活部門と学校教育部門の連携につながっていくと思っておりますので、区市町村における教育振興計画への位置づけに向けた支援を明確に位置づけ、都から積極的に情報提供・情報共有していくことで区市町村レベルの連携が進むのではないかと思います。

○野澤部会長 この点もまた検討をよろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の2章の最後になりますけれども、28ページの4のところですね。消費者教育を効果的に推進していくためにという部分でございます。これについて、いくつかのことが記載されていますけれども、この点、いかがでしょうか。

平澤委員、お願いします。

○平澤委員 この2章4番ですね。幾つか並べていただいているんですけど、この下から二つ目の塊のところ、消費者市民社会のことが書いてあります。今回のこの諮問との関係ではこういう位置づけになるのかもしれませんが、基本的には、これが本当は一番重

要な話であって、消費者教育推進法ができて、消費者教育が法律の中で大きく位置づけられて、それが平成24年ですから、そこから消費者教育というのは大転換して進むということなんだと思うんですね。

今の先ほどの市区町村の支援等でもありましたけど、消費者教育推進法があるので、その中でいろいろ計画を立てたり、教育機会を設けたりするわけで、それはやっぱり消費者教育推進法の理念があって、消費者市民社会を目指す消費者教育をしようということなんだと思うんです。

成年年齢引き下げの問題は、具体的に若者の被害が生じてしまうので、それに対する予防とか被害救済の話をするわけなので、それに向けて体制を整えましょうということ自体はとても重要というか、本当に必要だと思いますけど、本来は、消費者市民社会に消費者が持続可能な社会、公正な社会をつくるというところに消費者として行動しようということがもう少しクローズアップされなければいけないと思います。そういう社会になれば、被害が生じるとか、あるいは加害者になっちゃうとか、あるいは、注意しない人は損をしてもしょうがないみたいな社会の風潮にならない社会になって、被害なんかも起きにくくなるということなのだと思います。

なので、言いたいことは何かというと、ここに書いていただいたこと自体はとてもありがたいと思うんですけど、本来はこういうそのほかの一つの位置づけ、こういう面もありますねという話ではなくて、本当はここが中心なのではないのかなというふうに思っていて、それがとても重要です。消費者庁ができて、その後の流れというのは、消費者問題についての位置づけがいろいろ変わっているわけですけど、そういう中での消費者教育なんで、その位置づけを明確にできないかなということも、これを読んだときに思いました。

○野澤部会長 この点については、事務局のほうで、また検討していただくということによろしいですかね。

そのほかいかがでしょう。

柿野委員。

○柿野委員 先ほど野澤部会長がおっしゃったこととも共通するのですが、今回は学校教育に重点が置かれていて、それは非常に重要で、とても意義のある検討ができたと思っています。その一方で、改めて全体を見ると、大学と専門学校の扱いが弱いという感じがします。大学や専門学校に地方から東京に出てくる若者も多いということもありますし、その人たちの年齢がまさに18歳で、この東京という場所で被害に遭うという可能性が高いので、大学や専門学校に対するアプローチについて具体的に書き込んでいただきたいと思いました。

今年度、文部科学省では、専修学校における消費者教育の取組状況調査というのを実施しており、全国の専修学校、専門学校も含めた学校1,931校を対象に調査しているんですね。まだ結果は公表されていないのですが、今日の午前中に文科省でその委員会があって、たまたまその資料を今持っているのですが、専修学校のある都道府県別でどれだけ

消費生活センターと連携が進んでいるかという具体的なデータも出ているのです。ですので、やはりその辺の数字も意識しながら、専修学校との連携を深めていくという視点も持っていただくといいかと思いました。

以上です。

○野澤部会長 もしよろしかったら、その資料とか見せて、事務局のほうにお願いいたします。

ついでに、11ページのデータを見ると、やはり大学・専門学校等の講義という、この上の表ですね。消費者教育を受けた機会の中では、結構やっぱり大きなウエートを占めているわけですね。そういう意味では、小中学校、高等学校だけじゃなくて、大学・専門学校等についても、書ける範囲で結構ですけれども、もう少しこの際、ここに加えていただければというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。

私のほうから、28ページの下から3段目ですけど、金融リテラシーの向上は、これからの学校教育、消費者教育ではすごく大事なところだと思うのですが、この記述はちょっとあっさりしているのですが、福山委員、これはどうですか、このぐらいの記述でよろしいですかね。

○福山専門員 御指名なので申し上げます。直感的にまず思ったのが、クレジットカードやローン契約が結べるから金融リテラシーが必要だというふうに特定している点について、果たして理由はそれだけなのだろうかということでした。

恐らく、私の記憶では、高等学校の学習要領の解説にクレジットカードやローン契約を学ばせるといふ趣旨のことが書いてあったと思いますが、その該当箇所の記述とか、あるいは、今までのこの会議での議論の流れを踏まえれば、例えばフィンテックの進展とか、キャッシュレス化の広がり、こういうことでお金の管理が難しくなくなっているということもあると思います。

それから、クレジットカードとかローン契約というのは、あくまで、いわゆる金融商取引の一つの形態でありまして、例えば個人型国債を購入するとか、あるいは株式投資をするという場合に、債券価格と利回りの関係がわからなかったら二の足を踏んでしまうかと思えます。そういう意味で、パーソナルファイナンスの知識は必要ですし、また、ローンを組むとかクレジットカードを使うためには家計管理のセンスが求められるということもポイントだと思います。そういうふうな、いろんな理由があって金融リテラシーを高める必要があるということだと思いますので、成年年齢引き下げに関するその辺の記述は、もう少し広がりをもって書くことができるのではないかなという感想を持ったところです。すみません、今、直ちに修正案を思いつかないので、感想めいたコメントにとどめさせていただきます。

○野澤部会長 どうもありがとうございます。

私もあっさりし過ぎているのと、ちょっとそういう意味で狭いかなという感じがしたん

ですよね。そういう意味で、また検討していただければと思います。

○企画調整課長 金融経済教育の重要性、我々も認識しているところもありまして、例えば、今回について、データの中でも若者がクレジットカードを使う頻度が高いですとか、そういったデータを示しつつ、消費者教育については、ステージ別に金融経済教育なども含めて実施しております。さらに、4で金融経済教育について記載しているところですが、委員の皆さまの御意見を踏まえまして、もう少し幅広く記載するようにいたします。

○野澤部会長 何か、この28ページのあたりというのは総会になると結構いろんな意見が出てきそうな感じがするところです。よろしく願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

とりあえずよろしければ、第3章に移りたいと思います。29ページになりますけれども、第3章の消費者教育以外で取り組むべき対策ということですね。これについては、部会とか、その前の総会で指摘があったところですね。消費者教育が今回メインだったんですけれども、それ以外で、しかし、それも重要だということ一言触れているわけですが、この点、いかがでしょうか。

○平澤委員 この中で、被害があった場合に相談するんだと、それについて活用についての一層の周知徹底をはかるんだということが書いてあって、これはとても重要だと思うんですが、これは消費者教育以外という分類になっていますけど、消費者教育の中でそういうことも教えるということかなと思います。それから、被害をそういうところに相談にいたり、こういうことも起きていますよと言うことが、ほかの被害を防ぐことにもなるということでも重要な話なんで、何か消費者教育以外と言えば以外かもしれないんですけど、ちょっと位置づけとしてはどうなのかなというふうに多少思いました。2章までの整理からすると、ちょっと入りにくいのでここなのかもしれませんが、そんなふうに思いました。

○野澤部会長 このポイントというのは、相談対応の充実というほうが、このメインになっているんですかね、このパラグラフは。

○企画調整課長 事務局で整理し切れていない部分がございますので、情報発信の部分については、センターの周知というの也被含まれてきますので、平澤委員のご発言を踏まえまして、整理をし直したいと思っております。

○野澤部会長 よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

ここは、それぞれ一つずつが結構重要なテーマでもあるんですが、今回のメインはあくまで消費者教育ですので、ここはこの程度でよろしいですかね、第3章に関して。

ありがとうございました。そこで、これまで議論した各所について、あるいは、全体を通して御意見がありましたらどうぞ御自由に御発言していただければと思います。全体的な感想でもよろしいと思いますが。

はい、平澤委員。

○平澤委員 もう雑駁な感想ですし、今まで多少述べたのもありますけど、基本的には、

こういうことをしてもらえるといいなというような話が盛り込んでいただいている、そういう方針なんだろうなというふうに思います。

あとは、それが実際にどこまでできるのかなというほうに関心があって、例えば学校の中に、学校で例えば学校全体で共有をすとか、あるいは、教員も校長先生とか、そういう教育管理職にも理解を促すことが必要であるという言葉も書かれたりして、そういうことはとても重要なのではないかなとは思いますが、現実的にどこまでできるのかなというほうに関心というか、そこは結構難しかったりもするんだろうなと思うんですよね。学校の中ではいろんな教育をしなくちゃいけない部分があったり、いわゆる受験とか進学とか、そういうこともあるでしょうから、その中でどれだけ時間を割いて、これが重要なのかということをお話できるのか、あるいは、成年年齢引き下げが3年後に迫っている、学校の現場はとても混乱というか、非常に、混乱とは言わないかもしれませんが、取り組まなきゃいけないということで頑張ってもらっていますが、とにかくこれをやりましょうみたいな形でやらざるを得なくなっている中で、どこまで実質的にやっつけられるのかなという感じがします。

でも、コーディネーターを初めとした外部とのやりとり等で将来的に充実したものになればいいなと思います。そして、こういう形で報告書なりが出て、一つ大きい方向性が出れば、学校としてもやりやすくなったり、環境を整えればできるようになったりするのかなとも思いますので、とにかく今後、現実的にどのくらいできるのかということに関心もあるし、そこを注意していくべきなのかなというふうに思いました。

○野澤部会長 ありがとうございます。

では、柿野委員、お願いします。

○柿野委員 平澤委員の話とも少しつながるのですが、今回すごくいい取りまとめをいただいている、これが世に出ることに意味があると感じるのですが、これに基づいて今後どれだけ進んだか、という点が見える化しないと、また同じ議論を10年後、20年後に繰り返す可能性がある。これは、私が東京都消費生活対策審議会の過去の消費者教育に関連する答申を調べたところ、1980年代にも実は似たような議論をしていることがあったわけですね。その時に比べてここまで進んだ、これだけ成果が出た、という点のエビデンスをしっかりと積み上げていくことが、これからは大事だと思います。

例えば、学校では、先生方ひとり一人が消費者教育を理解して、ふだんの授業の中でちょっとした声かけができるとか、何か消費者教育で新しい取組をするのではなく、先生方が消費者の自立のために子供たちに向き合って授業を改善していくというような観点から進めていくことが不可欠だと思います。ですから、全数調査でなくても良いので、悉皆調査を定期的に行い、先生方がどれだけ理解が進んできたか、授業の中でどれくらい取り組めたか、という側面が結果として示せたら非常によいと思います。

私は、今年で3年目なんですけど、滋賀県の近江八幡市で学校と消費者行政の連携をどうやって深めていくか、という観点から様々な取組を行ってきました。連携の在り方を検

討する会議を開催したり、様々な機会に研修を実施したりしてきたのですが、今年は市内の小中学校の先生に集まっていただいて、ワークショップを3回やったんですね。その報告書として、これがその実物なのですが、表紙のキャッチフレーズにもあるように、「やっと気づいた、これも消費者教育」が先生方の感想だったのです。これは、教育委員会学校教育課の先生がキャッチフレーズをつくってくれたんですけど、ふだんの授業の様々な学習内容の中に、実は消費者教育の要素があり、それをすでに実施していた、ということ先生方がこのワークショップで自由な雰囲気です話をしながら、いろんなアイデアを出しあう中で気づいていったのです。何冊か持ってきたので、後で置いていきたいと思いますが、このように、先生方がどれだけ変わったかが本当はわかると、この消費者教育が進んだかどうか測れるのではないかなと思います。

本来は、それを受けた子供たちがどんなふうになって、そして、自立した消費者になっているかということ調べていくというのが効果検証の形なのでしょうけれども、今後は子供たちも、それを教える先生も、現在ではあまり踏み込めていない所に、ぜひもう一歩、二歩、踏み込んでいけるような最終取りまとめになるといいな、と思いました。

以上です。

○野澤部会長 ありがとうございます。

私も、これ、全体として同じような感想を抱いていて、今回、教育庁の方が初めて入っていただいて、それから、教育現場の先生方にも入っていただいて、そういう意味では今までと違って一歩具体的に踏み込んだまとめになっているのではないかなと思っています。

ぜひこれが実現するように、また、引き続き頑張っていってほしいと考えております。

○松谷委員 平澤先生から各学校とか教員に限定するのはというお話があったんですが、やはり私学ですと、各学校に通達、東京都生活文化局私学部というのがございますので、そこから通達が出されると、管理職が必ず見るようになっていきます。それによって管理職がこの推進法というか、しっかりともう一度再確認をして何年までにしっかりとやっていこうという計画を考えるのではないかなということ、そして、今、ワークショップのお話が出ましたけれども、それに基づいた通達後に、その研修の幾つかそういうものも私学にもつくっていただければ、東京都のほうでつくってもらえれば、各学校でそういう家庭科か社会科かはわかりませんが、代表が行って学習できるのではないかなというふうに思っています。そうすると、私学でも徹底していくのではないかなというふうに感じました。

○野澤部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

ほかにございませぬようでしたら、この辺にしたいと思いますが、本日、審議いただきました御意見等につきましては、次回の総会での中間のまとめ（案）の報告に向けて反映、整理していきたいと思ひます。

あと、内容については、私にお任せいただくという形にさせていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○野澤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の御議論の結果を踏まえまして、そのように進めさせていただきます。

事務局から何か補足事項はありますでしょうか。

○企画調整課長 ありがとうございます。

本日の議論につきまして、追加の御意見がございましたら、恐れ入りますが、文書にて本日から1週間後の4月3日までに事務局にお寄せいただければと思います。いただきました御意見も総会での中間のまとめ(案)の報告に向けて事務局にて反映するようになっています。よろしく願いいたします。

○野澤部会長 それでは、最後に今後の審議スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○企画調整課長 本日の部会で御審議いただいた結果を反映させた中間のまとめ(案)につきましては、5月21日火曜日の午前10時に予定しております第3回総会におきまして部会から報告していただき、総会で御審議をいただきたいと考えております。その後、都民の皆様のお意見をいただきまして、その御意見と第3回総会での意見を反映させた最終の答申案について7月下旬の第4回の部会で御審議いただきたいというふうに考えております。その後、秋に予定をしております第4回の総会にお諮りをいたしまして、答申とさせていただきます。

次回の第3回総会ではありますが、5月21日の午前10時から12時まで、都庁の第一庁舎42階特別会議室Aで行う予定となっております。開催の詳細につきましては、後日、通知にてお知らせをいたします。よろしく願いいたします。

○野澤部会長 それでは、これを持ちまして第3回部会を閉会させていただきます。

御協力どうもありがとうございました。

午後2時50分閉会